

貴志川漁業協同組合 和内共第3号第五種共同漁業権 遊漁規則 新旧対照表

新	旧																																
<p>(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)</p> <p>第 2 条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。</p> <p>2 前項の規定による申請は、巻川による遊漁の場合には口頭で、その他の場合には<u>口頭又は電子申請</u>でしなければならない。</p> <p>3 組合は、第 1 項の規定による申請があったときは、当該遊漁の承認により当該水産動植物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者（第 1 項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動植物の<u>採捕</u>に著しい支障があると認められる場合又は第 9 条に規定する場合を除き第 1 項の承認をするものとする。</p> <p>4 (略)</p> <p>(漁具・漁法の制限)</p> <p>第 3 条 次のア欄に掲げる魚種は、それぞれイ欄の漁具・漁法によりウ欄の統数又は規模の範囲内においてエ欄の区域内でなければならない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">ア 魚種</th> <th style="text-align: center;">イ 漁具・漁法</th> <th style="text-align: center;">ウ 統数又は規模</th> <th style="text-align: center;">エ 区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">あ ゆ</td> <td style="text-align: center;">竿釣・友釣</td> <td></td> <td style="text-align: center;">貴志川水域全域（禁漁区を除く）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">あ み 巻 川</td> <td></td> <td style="text-align: center;">網の全長 5 メートル以下、延統数 200 統とする。</td> <td style="text-align: center;">同上</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">竿 釣 ルアー</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;"><u>貴志川（紀美野町下佐々の唐戸瀬橋から真国川との合流点上流端まで）、真国川全域。</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(遊漁料の額及び納付方法)</p> <p>第 5 条 遊漁料の額は、次のとおりとし、<u>これに消費税を加算</u>する。ただし、友釣り、ルアー釣りについては遊漁者が 18 歳以下のときは無料とする。次項ただし書きに規定する方法により納付するときは、1,000 円を加算した額とする（<u>消費税込み</u>）。</p> <p>(略)</p> <p>2 遊漁料の納付は、次に掲げる場所<u>若しくは組合の指定する場所又は方法</u>においてしなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。</p> <p style="text-align: center;">貴志川漁業協同組合事務所 海草郡紀美野町神野市場 2 6 6 番地の 1</p>	ア 魚種	イ 漁具・漁法	ウ 統数又は規模	エ 区域	あ ゆ	竿釣・友釣		貴志川水域全域（禁漁区を除く）	あ み 巻 川		網の全長 5 メートル以下、延統数 200 統とする。	同上	竿 釣 ルアー			<u>貴志川（紀美野町下佐々の唐戸瀬橋から真国川との合流点上流端まで）、真国川全域。</u>	<p>(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)</p> <p>第 2 条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。</p> <p>2 前項の規定による申請は、<u>友釣、ルアー釣又は巻川による遊漁の場合には口頭で、その他の場合には遊漁対象水産動植物、漁具、漁法、遊漁区域及び遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出して、</u>しなければならない。</p> <p>3 組合は、第 1 項の規定による申請があったときは、<u>友釣、ルアー釣又は巻川による遊漁の場合には、第 9 条に規定する場合を除き、その他の場合には</u>当該遊漁の承認により当該水産動植物の繁殖保護、組合員若しくは<u>若しくは</u>他の遊漁者（第 1 項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動植物の<u>採捕</u>に著しい支障があると認められる場合又は第 9 条に規定する場合を除き第 1 項の承認をするものとする。</p> <p>4 (略)</p> <p>(漁具・漁法の制限)</p> <p>第 3 条 次のア欄に掲げる魚種は、それぞれイ欄の漁具・漁法によりウ欄の統数又は規模の範囲内においてエ欄の区域内でなければならない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">ア 魚種</th> <th style="text-align: center;">イ 漁具・漁法</th> <th style="text-align: center;">ウ 統数又は規模</th> <th style="text-align: center;">エ 区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">あ ゆ</td> <td style="text-align: center;">竿釣・友釣</td> <td></td> <td style="text-align: center;">貴志川水域全域（禁漁区を除く）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">あ み 巻 川</td> <td></td> <td style="text-align: center;">網の全長 5 メートル以下、延統数 200 統とする。</td> <td style="text-align: center;">同上</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">竿 釣 ルアー</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;"><u>真国川（紀美野町落合の落合橋から紀美野町円明寺の円明寺橋）ただし、禁漁区を除く</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(遊漁料の額及び納付方法)</p> <p>第 5 条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、友釣り、ルアー釣りについては遊漁者が 18 歳以下のときは無料とする。次項ただし書きに規定する方法により納付するときは、1,000 円を加算した額とする。</p> <p>(略)</p> <p>2 遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。</p> <p style="text-align: center;">貴志川漁業協同組合事務所 海草郡紀美野町神野市場 2 6 6 番地の 1</p>	ア 魚種	イ 漁具・漁法	ウ 統数又は規模	エ 区域	あ ゆ	竿釣・友釣		貴志川水域全域（禁漁区を除く）	あ み 巻 川		網の全長 5 メートル以下、延統数 200 統とする。	同上	竿 釣 ルアー			<u>真国川（紀美野町落合の落合橋から紀美野町円明寺の円明寺橋）ただし、禁漁区を除く</u>
ア 魚種	イ 漁具・漁法	ウ 統数又は規模	エ 区域																														
あ ゆ	竿釣・友釣		貴志川水域全域（禁漁区を除く）																														
あ み 巻 川		網の全長 5 メートル以下、延統数 200 統とする。	同上																														
竿 釣 ルアー			<u>貴志川（紀美野町下佐々の唐戸瀬橋から真国川との合流点上流端まで）、真国川全域。</u>																														
ア 魚種	イ 漁具・漁法	ウ 統数又は規模	エ 区域																														
あ ゆ	竿釣・友釣		貴志川水域全域（禁漁区を除く）																														
あ み 巻 川		網の全長 5 メートル以下、延統数 200 統とする。	同上																														
竿 釣 ルアー			<u>真国川（紀美野町落合の落合橋から紀美野町円明寺の円明寺橋）ただし、禁漁区を除く</u>																														

(遊漁承認証に関する事項)

第 6 条 組合は、第 2 条第 1 項の承認をしたときは、別表様式第 1 号 1 又は 2 による遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする (電子交付を含む)。

2 (略)

様式第 1 号 1 (電子申請以外の場合)  
(略)

様式第 1 号- 2 (電子申請の場合)  
遊 漁 承 認 証  
表

貴志川漁業協同組合  
貴志川漁協 (年券・日券の別 魚種名)

有効期限

\_\_\_\_年  
\_\_\_\_月 \_\_\_\_日

裏

注 意 事 項

1. 遊漁に際しては、必ず本証を携行すること。
2. 監視員の要求のあったときは提示すること。
3. 他人に貸与することができません。
4. 本証を携行せず遊漁をした時は、無鑑札として扱います。
5. 万一紛失しても再発行しません。

(遊漁承認証に関する事項)

第 6 条 組合は、第 2 条第 1 項の承認をしたときは、別表様式第 1 号による遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。

2 (略)

様式第 1 号  
(略)

(新設)